

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第31号

職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する規則（令和7年香川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該運送に要する額。ただし、当該運送に要する額が、運送業者が家財の運送を行うものとして取得した見積額を超えるときは、当該算定した額とする。</p> <p>イ 略</p> <p><u>(3) 旅行命令権者が前2号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、次に掲げる額の合計額を転居費の額とする方法</u></p> <p><u>ア 現に運送を行った第1号ア及び前号ア本文の規定により算定した額の合計額</u></p> <p><u>イ 転居に必要な滞在をする場合には、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額</u></p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>宿泊費基準額（1夜につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道</td><td>15,000円</td></tr><tr><td>青森県</td><td>12,000円</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>10,000円</td></tr></tbody></table>	区分	宿泊費基準額（1夜につき）	北海道	15,000円	青森県	12,000円	岩手県	10,000円	<p>(転居費の算定方法等)</p> <p>第7条 条例第15条の規則で定める方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、次に掲げる額の合計額を転居費の額とする方法</p> <p>ア 当該運送に要する額。ただし、当該運送に要する額が、運送業者が家財の運送を行うものとして前号アの規定により算定した額を超えるときは、当該算定した額とする。</p> <p>イ 略</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>宿泊費基準額（1夜につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td>北海道</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>青森県</td><td>11,000円</td></tr><tr><td>岩手県</td><td>9,000円</td></tr></tbody></table>	区分	宿泊費基準額（1夜につき）	北海道	13,000円	青森県	11,000円	岩手県	9,000円
区分	宿泊費基準額（1夜につき）																
北海道	15,000円																
青森県	12,000円																
岩手県	10,000円																
区分	宿泊費基準額（1夜につき）																
北海道	13,000円																
青森県	11,000円																
岩手県	9,000円																

宮城県	<u>12,000円</u>
略	
福島県	<u>9,000円</u>
略	
栃木県	<u>11,000円</u>
群馬県	<u>12,000円</u>
埼玉県	<u>16,000円</u>
略	
東京都	<u>21,000円</u>
略	
石川県	<u>10,000円</u>
略	
山梨県	<u>13,000円</u>
長野県	<u>13,000円</u>
略	
静岡県	<u>12,000円</u>
愛知県	<u>12,000円</u>
三重県	<u>12,000円</u>
略	
京都府	<u>20,000円</u>
大阪府	<u>16,000円</u>
兵庫県	<u>17,000円</u>
奈良県	<u>12,000円</u>
略	
鳥取県	<u>9,000円</u>
島根県	<u>12,000円</u>
岡山県	<u>14,000円</u>
広島県	<u>14,000円</u>
山口県	<u>9,000円</u>
略	
愛媛県	<u>12,000円</u>
高知県	<u>12,000円</u>
福岡県	<u>17,000円</u>

宮城県	<u>10,000円</u>
略	
福島県	<u>8,000円</u>
略	
栃木県	<u>10,000円</u>
群馬県	<u>10,000円</u>
埼玉県	<u>19,000円</u>
略	
東京都	<u>19,000円</u>
略	
石川県	<u>9,000円</u>
略	
山梨県	<u>12,000円</u>
長野県	<u>11,000円</u>
略	
静岡県	<u>9,000円</u>
愛知県	<u>11,000円</u>
三重県	<u>9,000円</u>
略	
京都府	<u>19,000円</u>
大阪府	<u>13,000円</u>
兵庫県	<u>12,000円</u>
奈良県	<u>11,000円</u>
略	
鳥取県	<u>8,000円</u>
島根県	<u>9,000円</u>
岡山県	<u>10,000円</u>
広島県	<u>13,000円</u>
山口県	<u>8,000円</u>
略	
愛媛県	<u>10,000円</u>
高知県	<u>11,000円</u>
福岡県	<u>18,000円</u>

略	
長崎県	13,000円
略	
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

別表第2（第6条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		
	知事及び議長	副知事、病院事業の管理者、教育長、監査委員、副議長及び議員	委員会の委員及びあつせん員、選挙長、選挙分会長、選挙立会人その他非常勤の職員
北海道	30,000円	20,000円	15,000円
青森県	24,000円	16,000円	12,000円
岩手県	20,000円	略	10,000円
宮城県	24,000円	16,000円	12,000円
秋田県	22,000円	14,000円	略
山形県	20,000円	13,000円	略
福島県	18,000円	12,000円	9,000円
茨城県	22,000円	14,000円	略
栃木県	22,000円	略	11,000円
群馬県	24,000円	16,000円	12,000円
埼玉県	32,000円	21,000円	16,000円
千葉県	34,000円	22,000円	略
東京都	42,000円	略	21,000円
神奈川県	32,000円	21,000円	略
新潟県	32,000円	21,000円	略
富山県	22,000円	14,000円	略
石川県	20,000円	略	10,000円
福井県	20,000円	13,000円	略
山梨県	26,000円	略	13,000円

略	
長崎県	11,000円
略	
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

別表第2（第6条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）		
	知事及び議長	副知事、病院事業の管理者、教育長、監査委員、副議長及び議員	委員会の委員及びあつせん員、選挙長、選挙分会長、選挙立会人その他非常勤の職員
北海道	27,000円	18,000円	13,000円
青森県	23,000円	15,000円	11,000円
岩手県	19,000円	略	9,000円
宮城県	21,000円	14,000円	10,000円
秋田県	23,000円	15,000円	略
山形県	21,000円	14,000円	略
福島県	17,000円	11,000円	8,000円
茨城県	23,000円	15,000円	略
栃木県	21,000円	略	10,000円
群馬県	21,000円	14,000円	10,000円
埼玉県	40,000円	27,000円	19,000円
千葉県	36,000円	24,000円	略
東京都	40,000円	略	19,000円
神奈川県	34,000円	22,000円	略
新潟県	34,000円	22,000円	略
富山県	23,000円	15,000円	略
石川県	19,000円	略	9,000円
福井県	21,000円	14,000円	略
山梨県	25,000円	略	12,000円

長野県	<u>26,000円</u>	<u>17,000円</u>	<u>13,000円</u>
岐阜県	<u>26,000円</u>	<u>17,000円</u>	略
静岡県	<u>24,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
愛知県	<u>24,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
三重県	<u>24,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
滋賀県	<u>22,000円</u>	<u>14,000円</u>	略
京都府	略	<u>26,000円</u>	<u>20,000円</u>
大阪府	<u>32,000円</u>	<u>21,000円</u>	<u>16,000円</u>
兵庫県	<u>34,000円</u>	<u>22,000円</u>	<u>17,000円</u>
奈良県	<u>24,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
和歌山県	<u>22,000円</u>	<u>14,000円</u>	略
鳥取県	<u>18,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>9,000円</u>
島根県	<u>24,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
岡山県	<u>28,000円</u>	<u>18,000円</u>	<u>14,000円</u>
広島県	<u>28,000円</u>	略	<u>14,000円</u>
山口県	<u>18,000円</u>	<u>12,000円</u>	<u>9,000円</u>
徳島県	<u>20,000円</u>	<u>13,000円</u>	略
香川県	<u>30,000円</u>	<u>20,000円</u>	略
愛媛県	<u>24,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
高知県	<u>24,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
福岡県	<u>34,000円</u>	<u>22,000円</u>	<u>17,000円</u>
佐賀県	<u>22,000円</u>	<u>14,000円</u>	略
長崎県	<u>26,000円</u>	<u>17,000円</u>	<u>13,000円</u>
熊本県	<u>28,000円</u>	<u>18,000円</u>	略
大分県	<u>22,000円</u>	<u>14,000円</u>	略
宮崎県	<u>22,000円</u>	<u>14,000円</u>	<u>11,000円</u>
鹿児島県	<u>22,000円</u>	<u>14,000円</u>	<u>11,000円</u>
沖縄県	<u>24,000円</u>	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>

長野県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>11,000円</u>
岐阜県	<u>27,000円</u>	<u>18,000円</u>	略
静岡県	<u>19,000円</u>	<u>13,000円</u>	<u>9,000円</u>
愛知県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>11,000円</u>
三重県	<u>19,000円</u>	<u>13,000円</u>	<u>9,000円</u>
滋賀県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	略
京都府	略	<u>27,000円</u>	<u>19,000円</u>
大阪府	<u>27,000円</u>	<u>18,000円</u>	<u>13,000円</u>
兵庫県	<u>25,000円</u>	<u>17,000円</u>	<u>12,000円</u>
奈良県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>11,000円</u>
和歌山県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	略
鳥取県	<u>17,000円</u>	<u>11,000円</u>	<u>8,000円</u>
島根県	<u>19,000円</u>	<u>13,000円</u>	<u>9,000円</u>
岡山県	<u>21,000円</u>	<u>14,000円</u>	<u>10,000円</u>
広島県	<u>27,000円</u>	略	<u>13,000円</u>
山口県	<u>17,000円</u>	<u>11,000円</u>	<u>8,000円</u>
徳島県	<u>21,000円</u>	<u>14,000円</u>	略
香川県	<u>32,000円</u>	<u>21,000円</u>	略
愛媛県	<u>21,000円</u>	<u>14,000円</u>	<u>10,000円</u>
高知県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>11,000円</u>
福岡県	<u>38,000円</u>	<u>25,000円</u>	<u>18,000円</u>
佐賀県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	略
長崎県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>11,000円</u>
熊本県	<u>29,000円</u>	<u>20,000円</u>	略
大分県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	略
宮崎県	<u>25,000円</u>	<u>17,000円</u>	<u>12,000円</u>
鹿児島県	<u>25,000円</u>	<u>17,000円</u>	<u>12,000円</u>
沖縄県	<u>23,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>11,000円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員等の旅費に関する規則（以下この項において「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号。以下この項及び次項において「条例」という。）第2条第4号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が条例第3条第7項第1号に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行及び同条第6項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び同項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に条例第3条第7項及び第8項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。